

## 蒲郡市地域包括ケア推進協議会設置要綱

(趣旨等)

第1条 この要綱は、市内の65歳以上の高齢者が住み慣れた地域で日常生活の継続が図れるよう、介護、医療、保健及び福祉が連携して支援する体制を構築し、高齢者福祉の総合的な推進を図るとともに、「地域包括ケアシステム」の構築について検討する蒲郡市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に基づき包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として東三河広域連合が設置する東三河広域連合地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、東三河広域連合地域包括支援センター設置要綱（平成30年4月1日施行）第11条第1項により市町村が設置することとされている運営協議会については、この協議会をもって充てる。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築、推進に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に係る課題解決に向けた協議に関すること。
- (3) 東三河広域連合地域包括支援センター設置要綱第11条第2号アからカまでに定める事項に関すること。
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画に関すること。
- (5) 関係機関相互の情報共有及び連絡調整に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織等)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる機関をもって構成するものとし、委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

2 協議会の下に別表第2に掲げる専門部会を置き、専門部会は、前条各号に掲げる所掌事務について検討を行い、その結果を協議会へ報告するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、会議に付すべき事項並びに会議の開催の日時及び場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(職員)

第9条 協議会の事務に従事する職員は、蒲郡市福祉部長寿課の職員及び市内に設置した地域包括支援センターの職員をもって充てる。ただし、専門部会のうち介護予防推進部会の事務については、蒲郡市こども健康部健康推進課の職員が担当する。

(秘密の保持)

第10条 協議会の会長、委員及び事務従事職員並びに第7条に定める者は、職務上知り得た秘密を他に漏らさないものとする。

(東三河広域連合の会議等との連携)

第11条 協議会は、東三河広域連合介護保険事業計画検討委員会、東三河広域連合地域包括支援センター運営協議会、東三河広域連合地域ケア推進会議等との連

携を十分に図るものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

蒲郡市地域包括ケア推進協議会委員

No	分野	機関名
1	医療関係	蒲郡市医師会
2		蒲郡市歯科医師会
3		蒲郡市薬剤師会
4		蒲郡市民病院
5	介護関係	蒲郡市介護サービス機関連絡協議会 居宅介護支援介護予防支援部会
6		蒲郡市介護サービス機関連絡協議会 訪問看護部会
7		蒲郡市介護サービス機関連絡協議会 施設系介護部会
8	地域	蒲郡市総代連合会
9		蒲郡市民生委員・児童委員協議会
10		蒲郡市介護予防サポーター協議会
11		蒲郡市健康づくり食生活改善協議会
12		蒲郡市ボランティア連絡協議会
13		蒲郡市老人クラブ連合会
14		愛知県健康づくりリーダー連絡協議会 蒲郡支部
15		蒲郡市シルバー人材センター
16		愛知県蒲郡警察署
17	保健福祉関係	愛知県豊川保健所
18		蒲郡市社会福祉協議会
19		蒲郡市障がい者支援センター
20	蒲郡市	蒲郡市福祉部

別表第2（第3条関係）

No	専門部会	所掌事務
1	在宅医療介護連携部会	在宅医療の推進、医療介護の連携体制整備等在宅医療介護連携推進に関わる課題整理及び対応策の検討
2	認知症地域支援部会	認知症に関する知識の普及啓発、認知症家族介護者支援及び若年性認知症支援等認知症地域支援体制整備に関わる課題整理及び対応策の検討
3	介護予防推進部会	住民の主体的な介護予防活動促進並びにそれを支援する体制整備（介護予防関係職種の連携推進を含む）等介護予防に関わる課題整理及び対応策の検討
4	居場所・生活支援体制整備部会	地域における高齢者の居場所確保並びに生活支援体制整備（社会資源の把握や創出等を含む）に関する課題整理と対応策の検討